

坂井郡介護保険広域連合

編集・発行

坂井郡介護保険広域連合 〒913-8511 三国町水居17-45 (福井県坂井合同庁舎内)
TEL.0776-82-2800 FAX.0776-82-8855 E-mail:s-kouiki@milene.or.jp

vol. **2**
平成12年8月15日

私たちが
おうかがいします！



介護認定調査員

お年寄りの様子や、
どのような介護が
必要なのか。
また、日頃介護されて
いる上で困っていること
などをお聞きしています。
時には、人生経験豊富
なお年寄りのお話を聞いて、
勉強させられること
も…。
みんな、お年寄りのし
わいっばいの笑顔が大好
きな者ばかりです。

要介護認定の状況 (平成12年3月31日現在)

(人)

	白	立	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
三国町	8	69	164	112	78	97	84	612	
芦原町	8	22	71	41	45	61	48	296	
金津町	18	28	86	47	43	68	47	337	
丸岡町	20	69	146	115	99	114	88	651	
香江町	8	28	108	62	55	50	52	363	
坂井町	14	40	66	41	39	43	35	278	
計	76	256	641	418	359	433	354	2,537	

第二回定例議会開催



七月六日

第二回広域連合議会定例会が丸岡町役場議場で開催されました。

今会は、春江町議会の改選に伴い橋本充雄氏、川畑孝治氏、後藤詩律子氏が新たに広域連合議員に加わり、空席となっていた副議長ならびに議会運営委員に橋本充雄氏がそれぞれ就任しました。

また、専決処分一件を承認した後、本年度一般会計補正予算百八十六万五千円、特別会計補正予算千二百二十万二千円など四議案を一括上程し、全議案とも原案通り可決されました。

なお、五名の議員による一般質問が行われ理事者側の考えをただして閉会されました。

一般質問の主な内容は次のとおりです。

東川雄央議員

- ① 広域連合の議会開催地については固定すべきでは。
- ② 介護保険運営協議会の役割は。

奈須田広域連合長

- ① 議会の意思を尊重し検討したい。
- ② 介護保険全般にかかるチェック、点検を目的とした諮問機関として設置したい。

藤岡繁樹議員

- ① ショートステイ利用枠を拡大し、その支払いは委任払い方式で実施を。

奈須田広域連合長

- ① 国の制度に従い利用枠拡大の措置の実施を検討していきたい。
- なお、支払い方法について

も遊処していきたい。

後藤詩律子議員

- ① 介護する人の負担を軽減するため、家族介護支援の実施を。

奈須田広域連合長

- ① 広域連合議会や今回設置予定の介護保険運営協議会で十分検討したい。

田中洋行議員

- ① 利用料負担について、認定どおりの保険給付を受けることができない低所得者について、利用料の減免を。

奈須田広域連合長

- ① 今後のサービス給付状況を見定めて検討したいが、自分の自己負担は、本制度の基本であるので理解いただきたい。

橋本達也議員

- ① 給付管理に係る負担割合は、高齢者人口割りとなっているが、要介護者数割りにすべきでは。
- ② ケアマネージャー間の格差是正の措置を講ずるべきでは。

奈須田広域連合長

- ① 現行規約に定めてある負担割合については、今後の給付状況を見定めて検討していきたい。
- また、規約の改正について

高浜市の福祉・知多北郡広域連合 先進地を視察研修

広域連合議会で、七月十七日(月)～十八日(火)の両日、二十一世紀に向けて介護保険広域行政の取り組みを目的とした、先進地視察研修会を実施しました。

高浜市(愛知県)

では、全国でもトップクラスの福祉活動を推進しており、高浜市独自の方式で介護予防施策「褒めだきり、褒めにならない、褒めだきり、褒めにならない」を展開しています。

特に、住民参加型のふれあい・移送サービス事業の取り組み、ホームヘルパーの二十四時間体制の確立、託老所(ミニツ所)を中心とした自立支援事業の実施など、行政と地域が一体とな

っています。

も柔軟に対応していきたい。

- ② 厚生省令に定めるケアマネージャーの責務の観点から、今後とも坂井郡ケアマネージャー連絡会を通じて指導していきたい。

った福祉活動に取り組みたい。

一方、知多北郡広域連合(愛知県)においては、東海市大府市・知多市・東浦町の三市一町をエリアとし、介護保険事業の広域的取り組みを行うため、平成十一年四月に広域連合を設立しており、特に、CATVを通じて介護予防対策や広域活動、被保険者等を対象とした介護相談が活発に行われていました。

参加した広域連合議員は、見たこと、聞いたこと、学んだことなどを、

当広域連合議会に反映していきたいと思ふ新たにしていました。



65歳以上の
みなさんへ

はじまります！ 10月より 介護保険の保険料納付

40歳以上65歳未満の方(第二号被保険者)については、すでに保険料を納めていただいておりますが、10月からは65歳以上の方(第一号被保険者)の保険料の納付がはじまります。

保険料

65歳以上の方の保険料は、本人や家族の所得段階に応じて個人ごとに決まります。また、4月から9月までの半年間は保険料を徴収しませんでした。平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、保険料を半額に軽減する経過措置が講じられています。

所得の状況	平成12年度保険料(年額)
生活保護受給者および町民税非課税で老齢福祉年金受給者	4,800円 (基準額×0.5×1/2×6ヶ月)
町民税世帯非課税	7,200円 (基準額×0.75×1/2×6ヶ月)
町民税世帯課税であるが本人は非課税	9,600円 (基準額×1/2×6ヶ月)
本人が町民税課税で合計所得金額250万円未満	12,000円 (基準額×1.25×1/2×6ヶ月)
本人が町民税課税で合計所得金額250万円以上	14,400円 (基準額×1.5×1/2×6ヶ月)

※上記の保険料は年額で算定しています。また、保険料の経過措置を講じた額です。

保険料の納め方は

・老齢(退職)年金が年額18万円以上の方……特別徴収
年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

※ただし、老齢福祉年金・遺族年金・障害年金については差し引き対象とはなりません。

・老齢(退職)年金が年額18万円未満の方……普通徴収
送付される納付書にもとづいて、保険料を個別に納めます。
本年度は5期(10～2月)に分けて納めていただきます。

※口座振替または直接各町役場の出納窓口および最寄りの金融機関で納めていただきます。(便利な口座振替をお勧めします)

保険料基準額は 月額3,200円

平成12年から14年度までの保険料基準額は、月額3,200円です。

平成12年度	平成13年度	平成14年度
本来の 保険料 ×1/4	本来の 保険料 ×3/4	本来の 保険料

12年 10月 13年 10月 14年 4月

いつから納めるの？

第一号被保険者の保険料は、65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の属する月の分から納めます。

11月1日
生まれの方は
10月分から
納めます

11月2日
生まれの方は
11月分から
納めます

訪問介護を受けている低所得者の利用者負担額を減免します。

介護保険施行前から、引き続き老人および障害者ホームヘルプサービスを受けていた低所得者について、その利用者負担が無料となります。

これは在宅サービスの一環として、引き継がれているホームヘルプサービスの継続的な利用促進から、本年四月から国の負担軽減措置の上乗せ事業として行うもので、高齢者の属する世帯の生計中心者が所得税非課税であった、次のいずれかに該当する方が対象となります。

① 介護保険法施行前のおおわね一年間に老人ホームヘルプサービスを利用された方

② 六十五歳到達以前のおおわね一年間に障害者施策によるホームヘルプを利用していただき、六十五歳になって介護保険の適用となった方

③ 特定疾病により、生じた身体的または精神上的障害が原因で、要介護(要支援)状態となった四十歳から六十四歳までの方



よりよいサービスの提供をめざして

坂井郡ケアマネジャー連絡会（会長 松山俊也、会員一五〇名）では、要援護高齢者への適切なサービスが提供できるよう、お互いの情報交換や研修等を通じて介護支援専門員としての資質の向上を図っています。

連絡会では、介護の必要な高齢者の状態像に最も適したサービスのあり方やサービス提供事業者との調整などグループ研修を行うほか、郡内のサービス事業所の情報網となる「坂井郡ケアマップ」の作成に取り組んでいます。これらの活動を通して、介護保険サービスが利用者にとって、より適切なものになるよう努めています。



新施設紹介

坂井郡医師会館

坂井郡医師会館

（菅原町）



このほど完成した坂井郡医師会館では、従来の医師会活動部門に共同利用施設（介護保険関連部門）が加わり、デイサービス事業や訪問看護事業、ホームヘルプサービス事業、居宅介護支援事業、ホームヘルパー養成事業が実施されています。郡医師会では、県内に先駆けて行う介護サ-

ビスの拠点が完成したことで、医療と介護の連携による「トータル介護サービス」をめざしています。

いきいきプラザの郷

（丸岡町）

丸岡町総合福祉健康センター『いきいきプラザ』は、福祉・保健・保養・医療のサービスを提供できる施設となるほか、子供から若者・高齢者までの幅広い世代交流の場としてこのほどオープンしました。



今後の高齢化社会のニーズに応えられる施設として期待されています。

介護保険運営協議会を設置

委員を一般公募します



介護保険制度の適正で円滑な運営を図るために、広域連合長の諮問機関として介護保険運営協議会を設置します。

協議会は、サービスの実施状況など保険給付の内容をはじめ、これらに関する苦情・相談および保険料や利用料に関することなどについて、調査や審議を行うことを目的としており、委員は、関係団体・機関、学識経験者のほか、郡民の声を広く反映するため、一般公募による住民代表などで構成されます。

■募集人員 三名

■応募資格

坂井郡に居住されている方で、年六回程度の協議会に参加できる方。性別・年齢は問いません。

■応募方法

広域連合総務課又は坂井郡各町役場介護保険担当課へ直接又はお電話で申し込んでください。詳しい内容は、広域連合総務課（☎八二二八〇〇 内線三六五）までお問い合わせください。

■応募〆切

平成十二年九月二十日（水）

※応募の結果は、本人あて通知します。

坂井郡介護保険広域連合では、この協議会の委員を次のとおり募集します。介護保険や福祉行政に関心のある方のご応募をお待ちしています。